

利用者負担説明書

介護老人保健施設 いずみ

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険(及び介護予防)の給付にかかる 1割または2割、3割の自己負担分と、保険給付対象外の費用(食費、居住費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や倶楽部やレクリエーションで使用する材料費、理美容代、診断書等の文書発行費等)を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険(及び介護予防)の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス(入所、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)通所リハビリテーション)毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険(介護予防)給付の自己負担額は、施設の所在する地域(地域加算)や配置している職員の数、また、認知症専門の施設(認知症ケア加算)で異なりますし、利用料も各施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担の概要につきましては裏面もご参照ください。

介護保険には、大きく分けて、入所して介護保険を利用する施設サービスと在宅で種々のサービスを受ける居宅サービス(及び介護予防サービス)がありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)通所リハビリテーションは、利用に際しては、原則的に居宅サービス(介護予防サービス)計画(ケアプラン)を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので、注意が必要です。また、加算対象のサービスも、居宅サービス(介護予防サービス)計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅サービス(介護予防サービス)計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

各サービス計画は、居宅介護支援事業所(介護予防支援事業所〔地域包括支援センター〕)に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

利用者負担の内容(保険給付対象外)

	種 類	負 担 額	内 容
利 用 料	食 費	1,750円／日	利用者負担限度額段階の利用者 第1段階 300円／日 第2段階 390円／日 第3段階① 650円／日 第3段階② 1,360円／日
	居住費	650円／日	利用者負担限度額段階の利用者 第1段階 0／日 第2段階 370円／日 第3段階 370円／日
	日用品費	300円／日	おしぼり・ティッシュペーパー・石鹸 シャンプー・トイレットペーパー等
	教養娯楽費	100円／日	画用紙・折り紙・粘土等の材料や手工芸材料等
	理美容代	2,000～2,500円／回	実費
	電話代	実費	実費
	健康管理費	実費	各種予防用ワクチン接種料等

※裏面あり

利用者負担の内容

【入所・施設サービス】

	種 類	負 担 額	内 容
保 険 給 付 の 負 担 額	基本サービス費	要介護1 788単位／日 要介護2 836単位／日 要介護3 898単位／日 要介護4 949単位／日 要介護5 1,003単位／日	要介護度により個人差あり ※ 外泊の場合 362単位／日 ※外泊時に居宅サービスを利用 800単位／日 (ただし、外泊初日と施設に戻られた日は外泊扱には なりません。1月に6日が限度。)
	夜勤職員配置加算	24単位／日	基準を上回る夜勤職員の配置への加算
	短期集中リハビリテーション 実施加算	240単位／日	入所日から3月以内に集中的にリハビリテーションを行った場合の加算
	認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	240単位／日	認知症と医師が判断した利用者に対して、集中的なリハビリテーションを 行った場合の加算(入所日から3月以内、1週に3日が限度)
	在宅復帰・在宅療養 支援機能加算	34単位／日	施設が一定の在宅復帰・在宅療養機能を有すると評価された場合
	初期加算	30単位／日	入所日から30日以内の加算
	再入所時栄養連携加算	200単位／回	利用者が病院に入院し、再度入所する際に病院の管理栄養士と 連携して栄養ケア計画を策定した場合
	入所前後訪問指導加算	(Ⅰ)450単位／回 (Ⅱ)480単位／回	入所日前後に居宅を訪問し、退所目的のサービス計画の策定を 行った場合
	試行的退所時指導加算	400単位／回	試行的な退所を行い、利用者や家族に対して療養上の指導を 行った場合
	退所時情報提供加算	500単位／回	利用者の退所後の主治医に文書をもって情報を提供した場合
	入退所前連携加算	(Ⅰ)600単位／回 (Ⅱ)400単位／回	入退所前に居宅介護支援事業所に文書をもって必要な情報を提供 し、居宅復帰後の調整を行った場合
	栄養マネジメント強化加算	11単位／日	利用者ごとの栄養ケア計画に基づく栄養管理に対する加算
	経口維持加算	(Ⅰ)400単位／月 (Ⅱ)100単位／月	摂食機能障害を有する利用者に対して、継続して経口による食事 摂食を進めるため管理を行った場合
	療養食加算	6単位／回	糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合
	かかりつけ医連携薬剤 調整加算	(Ⅰ)100単位／回 (Ⅱ)240単位／回 (Ⅲ)100単位／回	利用者が退所時に施設医師と主治医が共同して内服薬を減少 させた場合
	所定疾患施設療養費	(Ⅰ)239単位／日 (Ⅱ)480単位／日	肺炎、尿路感染、帯状疱疹または蜂窩織炎の治療を施設で行った 場合(1月に10日限度)
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位／日	日常生活支障をきたす認知症のある利用者に対して専門的なケア を行った場合の加算
	リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算	33単位／月	リハビリテーション実施計画書を厚生労働省に提出し、実施に あたって必要な情報を活用した場合
	褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ)3単位／月 (Ⅱ)13単位／月	褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者に対して継続的に計画 を作成し、褥瘡管理をした場合
	排せつ支援加算	(Ⅰ)10単位／月 (Ⅱ)15単位／月 (Ⅲ)20単位／月	排せつに介護を要する利用者に対して、多職種が共同して計画を 作成し、支援を行った場合
	自立支援促進加算	300単位／月	継続的に廃用や寝たきりを防ぐ自立支援の取り組みを利用者毎に 行った場合
	科学的介護推進体制加算	(Ⅰ)40単位／月 (Ⅱ)60単位／月	利用者の心身の状況等に係る基本情報を厚生労働省に提出し、 サービスを提供した場合
	安全対策体制加算	20単位／回	特定の資格を有する安全担当者が所属し、安全対策体制を構築 している場合(入所初日に限り)
	サービス提供体制強化 加算(Ⅰ)	22単位／日	介護職員の専門性への加算 (介護職員のうち介護福祉士が80%以上)
	介護職員処遇改善 加算(Ⅰ)	所定単位数に3.9%を 乗じた単位数	介護職員の処遇改善のための加算
	介護職員等特定処遇 改善加算(Ⅰ)	所定単位数に2.1%を 乗じた単位数	介護職員等の処遇改善のための加算
	介護職員等ベースアップ等 支援加算	所定単位数に0.8%を 乗じた単位数	介護職員等の処遇改善(ベースアップ)に要する加算

※地域区分の見直しにより、1単位＝10.14円に変更になっています。

利用者負担は、合計単位数に10.14円を乗じ、そこから保険者負担を差し引いた金額になります。

※この「利用者負担の内容」に記載した以外の加算や利用料の詳細については、担当者にお問い合わせ下さい。